

平成21年度第7回経営協議会議事要旨

日時 平成22年3月18日(木) 14時00分～16時02分
場所 事務棟第二会議室
出席者 山本学長, 和田理事, 大矢理事, 奥田副学長, 片桐委員,
井上委員, 齊藤委員, 榊原委員, 作田委員
欠席者 鎌田委員
陪席者 中村理事, 池田監事, 土橋監事

議事に先立ち, 学長から, 第5回及び第6回の経営協議会については, 緊急の議案があったため「持ち廻り」開催とし, 原案のとおり承認されている旨, 報告が行われた。

続いて, 平成21年11月16日開催の平成21年度第4回経営協議会の議事要旨の確認が行われた。

審議事項

1. 「平成22年度予算編成方針(案)」及び「平成22年度当初予算(案)」について

学長から, 「平成22年度予算編成方針(案)」及び「平成22年度当初予算(案)」について, 審議の上, 承認願いたい旨, 提案がなされた。

続いて, 財務課長から, 「平成22年度予算編成方針(案)」及び「平成22年度当初予算(案)」について, 審議資料1に基づき説明がなされた。

引き続き, 質疑応答が行われた。

【主な内容等】

- ・運営費交付金に対する効率化係数(Δ1%)については, 政権が交代になったことに伴い, 何か変更があったのか。
- ・現政権に代わってからは, 運営費交付金に対する効率化係数はなくなったが, 代わりに臨時的減額という名称で効率化係数と同率(Δ1%)の減額措置がなされることになった。この措置については, いつまで続くのか, 係数が変わるのか等については, 現時点では不明である。

続いて, 審議が行われ, 原案どおり承認された。

承認後, 学長から, 本件については, 本日開催の役員会に附議する旨, 説明がなされた。

2. 就業規則関連規程等の一部改正について

学長から, 職員の管理職手当及び役員退職手当の一部改正について, 審議の上, 承認願いたい旨, 提案がなされた。

続いて, 総務課長から, 職員の管理職手当及び役員退職手当の一部改正について, 審議資料2に基づき説明がなされた。

続いて, 審議が行われ, 原案どおり承認された。

承認後、学長から、本件については、本日開催の役員会に附議する旨、説明がなされた。

3. 国立大学法人小樽商科大学平成22年度年度計画（案）について

学長から、国立大学法人小樽商科大学平成22年度年度計画（案）について、審議の上、承認願いたい旨、提案がなされた。

続いて、奥田副学長（目標計画委員会委員長）から、国立大学法人小樽商科大学平成22年度年度計画（案）について、審議資料3に基づき説明がなされた。

【奥田副学長説明要旨】

・平成22年度の年度計画については、国立大学法人法第35条に定める独立行政法人通則法の規定の準用により、通則法第31条に基づき、平成22年3月末日までに文部科学大臣に届け出ることとなっている。

・また、国立大学法人法第20条第4項により、「中期計画及び年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの」については、経営協議会の審議事項とされている。

・ついで、本学の平成22年度年度計画について、審議資料3のとおり、目標計画委員会において原案を作成したので、審議をお願いしたい。

・年度計画案の策定にあたっては、中期計画の達成に寄与する計画であることに留意し、また、平成22年度中に達成可能な計画であることを前提として、実績報告書への記載を想定した上で作成した。

・なお、経営に関する計画は、審議資料3の中期計画番号で言えば、主に36番以降の業務に関する計画が該当しますが、特に43～47は財務内容に関する計画となっているので、確認願いたい。

引き続き、質疑応答が行われた。

【主な内容等】

・中期計画期間は6年間と聞いているが、年度毎に対応した年度計画を策定することになるのか。

・本来であれば、6年間の中期計画期間に対応した6年分の年度計画を示せばいいのだが、年度計画の中には現時点で6年分の年度計画を作成することが出来ないものもあるので、今回は平成22年度の年度計画案を提示させていただいた。なお、来年度末には平成22年度の年度計画の実績報告について、審議することになる。

続いて、審議が行われ、原案どおり承認された。

承認後、学長から、経営に関する年度計画のうち、「予算、収支計画及び資金計画」及び「短期借入金の限度額」については、昨日、文部科学省より運営費交付金算定ルールが示されたばかりで、現在、案を作成している段階で、また、中期計画についても同様の状況となっているため、それらの予算にかかる計画については、3月末日までの文部科学省への提出にあたり、審議期間が確保できないことから、計画内容を学長に一任していただいた上で、提出後に事後審議という形を取らせていただきたい旨、説明がなされ、了承された。

また、学長から、年度計画案のうち、経営に関するもの以外については、3月23日

(火)開催の教育研究評議会に、また、年度計画案全体については、学部・大学院合同教授会及び役員会に附議することになる旨、補足説明がなされた。

報 告 事 項

1. 平成21年度資金の運用について

学長から、本学の資金の運用にあたっては、平素より、金融情勢の変化や取引金融機関の経営状況等を考慮しつつ、安全かつ効率的に行っているところである旨、説明がなされた。

平成21年度資金の運用の内容については、報告資料1に基づき、財務課長から報告が行われた。

2. 平成22年度大学法人加入保険について

学長から、国大協サービスが提供している国立大学法人総合損害保険については、大学で発生する事故・災害等によって生じる損害や賠償に備えるものであり、平成16年度の法人化を契機として加入し、平成22年度の法人加入保険については、2月24日(水)に開催された危機管理委員会に付議し、了承されたものである旨、説明がなされた。

平成22年度大学法人加入保険の内容については、報告資料2に基づき、財務課長から報告が行われた。

3. 平成21年度特別事業費について

学長から、平成21年度特別事業費については、平成21年9月28日開催の第3回経営協会でも報告したところであるが、今回は2月末現在の執行状況について、報告するものである旨、説明がなされた。

内容については、報告資料3に基づき、財務課長から報告が行われた。

報告後、学長から、補足説明がなされた。

【学長説明要旨】

・特別事業費のうち、平成22年度に目的積立金を繰り越すものとして、学生寮新営工事費と擁壁改修工事費がある。

・次期への目的積立金の繰り越しについては、文部科学省に対して、合理的な理由を説明した上で、財務省協議により繰り越しが7月初旬に承認される予定であるが、文部科学省からは、100%繰り越せるという約束が出来るものではないと言われている。

・しかしながら、学生寮の建設に関しては、平成20年度から計画を立て、実施に向けた取組を行ってきたものであり、また、正門前擁壁の改修については、10月に突発的に判明したものであり、早急な改修が必要であるものの、22年度予算では賄いきれないという合理的な理由があることから、次期への繰り越し申請を行うものである。

4. 小樽商科大学シニアアカデミー2010の開催について

学長から、小樽商科大学シニアアカデミーについては、本経営協議会において、「小樽市と共同で創立百周年記念事業に取り組んで欲しい。」との提言が出されたことを受け、プレ創立百周年記念事業の一環として、小樽市との共催により実施するものである旨、説明がなされた。

小樽商科大学シニアアカデミー2010の内容等については、報告資料4に基づき、総務課長から報告が行われた。

【総務課長報告要旨】

- ・シニアアカデミー事業は、シニア世代等を対象にした講義とフィールドワークを組み合わせた体験型生涯学習プログラムであり、昨年度に実施した際には、全国各地から17名（内本学OB6名）の参加を得ることができた。
- ・受講生から好評を得ることができたので、今年も、創立百周年記念のトライアル事業として、報告資料4にあるとおり、8月31日（火）から9月3日（金）の4日間に渡り、「小樽商科大学シニアアカデミー2010～小樽商大で学ぶ小樽の歴史・文化・観光～」を開催する。
- ・受講生の募集については、本学ホームページを通じ、本年1月から募集を開始し、2月に発行された同窓会の会報「緑丘」（6,500部発行）に紹介記事とちらしを掲載し、広報を行っているところである。
- ・なお、募集定員が30名となっているが、3月10日現在の申込者数は9名であり、内訳は、本学卒業生5名、一般参加者4名、地域別では、道外からの参加者が6名、道内からの参加者が3名、男女別では、男性5名、女性4名となっている。
- ・申込期日については、本年6月末であるので、さらなる応募が見込まれる。

5. 小樽商科大学市民モニター制度の創設について

学長から、小樽商科大学市民モニター制度については、本経営協議会において、「大学の広報活動に市民を入れてみたらどうか。効果的にPRするためには、20～30代の女性（場合によっては、学生）の感覚が必要ではないか。」との提言が出されたことを受け、広報委員会で検討した結果、本学の広報活動に限らずに、教育研究等の活動全般についてのモニター制度を創設することになった旨、説明がなされた。

小樽商科大学市民モニター制度の内容等については、和田理事（広報委員会委員長）から報告が行われた。

【和田理事報告要旨】

- ・市民モニター制度は、本学の教育研究活動や社会連携活動について、本学の活動内容を広く市民に理解してもらうのと同時に、市民からの意見や要望等を本学の運営や事業活動の改善等に役立てることを目的としている。
- ・平成21年12月1日から平成22年1月31日までのモニター募集期間の間に10名の応募があり、広報委員会において、応募者の審査を行い、10名全員をモニターとして決定した。

- ◆平均年齢 63.8歳（最高78歳，最年少40歳，男性6名，女性4名）
- ◆札幌在住者4名，小樽在住者6名
- ・モニターの委嘱期間は，平成21年3月1日から平成22年3月末までとなっている。
- ・今後の予定としては，本学の広報誌である「ヘルメス・クーリエ」についての意見等を伺うことを検討している。

6. 平成22年度上半期（4月～9月）役員会・経営協議会の開催日程について

学長から，平成22年度上半期（4月～9月）役員会・経営協議会の開催日程について，報告資料6に基づき，報告が行われた。

【学長報告要旨】

- ・平成22年度上半期（4月～9月）役員会・経営協議会の開催日程については，報告資料6にあるとおり，スケジュールを設定したので，ご予定願いたい。
- ・なお，緊急時には，本スケジュールとは別に，役員会等を招集する場合もあるので，ご承知おき願いたい。
- ・また，スケジュールの関係で，日程が変更になる可能性があるため，その場合には，改めてスケジュールを調整することにした。

7. 経営協議会委員からの質問及びその回答について

学長から，経営協議会委員から本学のアントレプレナーシップ専攻についての意見と運営費交付金についての質問が寄せられたので，本会議において，質問等への回答をさせていただきたい旨，説明がなされた。

続いて，アントレプレナーシップ専攻についての意見内容及びその回答について，奥田副学長から報告が行われた。

（1）前回のアントレ専攻についての回答について（意見）

【奥田副学長報告要旨】

- ・前回の経営協議会において，アントレ専攻についての質問に対して本学から回答をさせていただいたが，その回答内容に対して，経営協議会学外委員の方から，再び意見が寄せられた。
- ・その意見は，「少子化により，大学間の競争が厳しい中，アントレ専攻は商大の存続を図り自らの差別性，優位性を構築するために戦略的重要性を持っています。その観点から前回の回答にとどまらず，より積極的主体的に大学が評価追跡調査に関与すべきだと考えます。さらに広報活動の強化も重要だと思います。」という内容であった。
- ・今回は，この意見について，回答させていただきたい。

○修了生の追跡調査について

前回の回答ではMBA会との情報共有が不十分であると回答したが，現在専攻独自の追跡調査が可能になるよう修了者の名簿を整理しているところである。今後，修了生のネットワークを活かした追跡調査を行う予定である。

○広報活動について

今までの企業訪問等の結果、MBAあるいはビジネススクール自体が十分理解されていず、また浸透していないことが明らかになっている。これは修了生の活躍を期待するところが大きいものであるが、専攻としても今後実施する企業訪問等の中でMBAホルダーが企業や地域経済の活性化に資する人材であることを理解していただけるよう努めていく。

引き続き、運営費交付金についての質問内容及びその回答について、学長から報告が行われた。

(2) 運営費交付金について (質問)

【学長要旨】

- ・運営費交付金についての質問が寄せられており、その内容は、「国家財政・政権交代などの変化する状況にあって、大学財政の2本柱のひとつである運営費交付金について伺いたい。」との内容であり、具体的には、①運営費交付金の算定の仕組み、②問題点、③大学としての対応策の3点についてである。
- ・まず、第二期中期目標期間における運営費交付金の算定ルールについては、昨日、示されたばかりであり、これから分析することになるが、おそらく第一期のものともあまり変わらないと思われる。
- ・平成22年度の運営費交付金の算定の仕組みの中で第一期中期計画と大きく変わるのは、臨時的減額と評価反映分になると思う。
- ・臨時的減額については、平成23年度以降、係数がどのようになるのか、変動するものなのかについては、今後、判明するものと思われる。
- ・評価反映分については、本学は86の国立大学法人中で第27位と好結果であったが、評価反映分の算定の結果、50万円未満は切り捨てられるため、評価反映分は0円となっている。
- ・運営費交付金の問題点とそれに対する大学の対応策については、まず、本学の構造として、文系の単科大学であるがため、人件費率が高く、物件比率が低いという特徴がある。物件費の削減については、第一期中期計画期間において、大きな経費の削減効果が期待されるものについては、ほぼ実行に移されているところである。
- ・当然ながら、人件費の削減については、踏み込まざるを得ない状況にあると思われる。また、平成23年度には人件費が赤字になるとの試算がなされている。事務職員については、国立大学法人移行前から削減が進められており、人員はピーク時の35%程度と聞いている。教員数についても削減する必要があるが、教員も事務職員も本学の付加価値を生む源泉であるので、削減にあたっては慎重に対処する必要があると思っている。
- ・教員数を削減した場合、現行のカリキュラムを維持できなくなるので、学長の下に設置した将来構想検討WGにより、コンパクトで体系的かつ効率的なカリキュラムを検討した上で、今後の教員人事の在り方について検討する予定である。

引き続き、質疑応答が行われた。

【主な内容等】

- ・運営費交付金の中の基盤的経費については、その用途を限定されているのか。
- ・基盤的経費については、渡し切りの経費であり、その用途については限定されていない。本学の場合は、その約8割が人件費となっている。なお、退職手当等の特殊要因経費については用途が限定されており、またプロジェクト経費的なものである特別経費についても、その用途が限定されている。
- ・本学では、創立百周年を契機として、教育研究振興基金を創設し、教育研究経費を充実させたいと思っている。
- ・人員削減を含めて、他の国立大学法人で何か参考となる事例はあるのか。
- ・他大学では、ドラスティックに人員管理を行っている例もあると聞いている。例えば、室蘭工業大学では9名の教員を削減、北見工業大学では全教員に任期制を導入、北海道大学では部局毎の教員人件費の管理を行っている。
- ・本学では教員の人員については、採用保留ポスト決定ルールにより管理している。現在、4名分の教員ポストの採用を保留しており、その他に新たに教員の退職や割愛が生じた場合、ある計算式に基づき計算し、次に採用可能となるポストを決定している。
- ・第二中期計画期間中には18名の教員が定年退職することになるが、18名分のポストを全て補充することは財政上できないので、教員数を減らしながらも、大学にとって必要なポストは採用しなくてはならない。そのためには、現行に代わる新たなカリキュラム体系を考えなくてはならない。
- ・平成23年度で赤字になると伺ったが、例えば学生数を増やすことで、自己収入を増やすことはできないのか。
- ・国立大学法人の判断で、学生数を増やすことはできるが、運営費交付金の算定ルールでは、学生定員の110%を超えるとそれに見合った交付金が減額される仕組みとなっているため、簡単に学生数を増やすことはできない状況にある。
- ・自治体が赤字になると、財政再建団体になってしまうが、国立大学法人が赤字になった場合、文部科学省の管理下に置かれることになるかもしれない。

8. 最近のトピックスについて

学長から、本学の最近の動向について、報告資料8（本学関係の新聞記事の抜粋）に纏めたので、各自ご覧いただきたい旨、説明がなされた。

9. その他

（1）学生寮建設の入札状況について

学外委員から、学生寮建設の入札状況について、質問が出された。

学長から、先日、開札したばかりであり、現在検討中であるが、今月中に学生寮建設のための前払い金を支払う必要があるので、近日中に契約を取り交わす予定である旨、説明がなされた。

（2）次回の会議について

学長から、次回の経営協議会については、5月24日（月）14時00分に開催する予定である旨、説明があった。

以上